

第7章 人 権 教 育

第1節 人権教育の推進 ……………161

第2節 学校における人権教育 ……………162

第3節 社会教育における人権教育 ……………163

第1節 人権教育の推進

1 人権教育の沿革

県教育委員会は、昭和52年7月28日、人間尊重の教育をより深く推進するとともに、真に差別をなくしていく意志と実践力をもった人間の育成を目指した「宮崎県同和教育基本方針」を制定（昭和62年4月1日改訂）し、これに基づく同和教育を、すべての学校及び地域社会において推進し、県民一人一人が同和教育問題に対する認識を深め、自らの課題としてその解決に当たるよう努めてきた。

その後、平成8年、地域改善対策協議会意見具申において、「同和教育を人権教育として発展的に再構築すべきである」と提言され、また、平成12年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されたことなどから、本県においては平成17年1月に「宮崎県人権教育・啓発推進方針」（平成26年12月改定）を、4月1日に「宮崎県人権教育基本方針」を示し、人権教育を積極的に推進しているところである。

2 人権教育の総合的推進

人権教育は、全庁的な取組で推進しているが、さらに円滑かつ効果的な推進を図るため、昭和57年4月1日、教育庁に同和教育室（平成16年度「人権同和教育室」と改称）を設置した。

平成30年4月1日、組織改正により人権同和教育課に改編し、いのちの教育・調整担当と生徒指導・安全担当を設置した。

いのちの教育・調整担当は、「いのち」を大切にす教育の推進や人権教育に関する総合企画及び関係機関等との連絡調整を所掌する。令和4年度の主な事業は次のとおりである。

(1) 総合企画の推進

① 研修会等

| 名 称 | 期 日 | 参 加 者 | 人数 |
|----------------|----------|------------------|------|
| 教育庁職員等人権教育研修会 | 7,10,11月 | 庁内各課(室)及び出先機関の職員 | 109人 |
| 市町村教育長等人権教育研修会 | 8月 | 市町村教育長等 ※開催中止 | 0人 |

② 資料作成

| 資 料 名 | 内 容 | 部 数 等 |
|-----------------|-----------------------|---------|
| -ファミリーふれあい-小学生用 | 親子が共に学ぶための人間尊重に関する読み物 | 11,400部 |
| -ファミリーふれあい-中学生用 | 親子が共に学ぶための人権問題に関する読み物 | 11,400部 |
| -ファミリーふれあい-高校生用 | 高校生が人権について考えるための読み物 | 7,300部 |

③ ひなたセーフティプロモーションスクール推進事業

虐待やいじめなどの事件や自然災害等での事故などから子供たちの「いのち」を守るために、SOSの出し方に関する教育、ピア・サポート活動によるこころの教育とセーフティプロモーションスクールによる安全教育を総合的に展開し、いのちを守る実践力を身に付ける教育の推進を図った。

(2) 関係機関との連絡調整

① 各課(室)・各機関との連絡

教育庁内人権教育推進連絡会（本庁各課(室)の課(室)長補佐、教育機関等の指定職員で構成）を設置し、人権教育に関する情報交換及び推進についての研究協議等を行った。

② 市町村教育委員会との連携

| 事 業 名 | 期 日 | 対 象 |
|-----------------|--------------|------------------|
| 人権教育推進懇話会 | 6月 ※オンデマンド研修 | 県内全公立学校等の管理職 |
| 人権教育推進のための市町村訪問 | 4~3月 | 6小学校、11中学校、3高等学校 |

③ 関係団体との連携

関係団体の開催する各種研究大会等に職員を派遣した。

第2節 学校における人権教育

学校における人権教育の充実を図るため、指導者養成、研究助成等を行っている。

I 指導者養成・研修奨励

昭和51年度から指導者の養成、教職員の研修並びに研究助成等を行い、人権教育の推進充実に努めている。
令和4年度の主な事業は次のとおり。

(1) 人権教育研究員配置

県立学校（5校に各1名）に配置

(2) 人権教育研究団体等に対する助成措置

- ・宮崎県人権・同和教育研究協議会助成・後援
- ・研究大会等の後援

第3節 社会教育における人権教育

人間尊重の教育をより深く推進するとともに、同和問題をはじめとする様々な人権問題を正しく認識し、真に差別をなくしていく意志と実践力をもった人間を育成するため、社会教育の各種学級・講座・研修等において、基本的人権の尊重を基調とする学習を積極的に取り入れ、住民が人権・同和問題を自らの課題として受け止めるよう指導の充実を図る。

1 指導者養成

社会教育における人権教育を充実するため指導者の養成・研修に努めている。令和4年度の主な事業は次のとおり。

| 研 修 会 名 | 参加者数 | 主 催 | 実 施 期 日 |
|---------------|------|--------|---------------|
| 人権教育行政担当者等研修会 | 30名 | 県教育委員会 | 令和4年10月11日(火) |